

28. 市 町 村

名 称 変 更
 境 界 変 分
 廃 置 分 合

地 域 別	年 月 日	沿 革 事 項
岐 阜 市	明 治 22. 7. 1	市 制 施 行
	昭 和 6. 4. 1	稲葉郡本荘村および日野村を廃し、その区域を編入
	昭 和 7. 7. 1	稲葉郡長良村を廃し、その区域を編入
	昭 和 9.12. 5	稲葉郡島村を廃し、その区域を編入
	昭 和 10. 6.15	稲葉郡三里村および鷺山村を廃し、その区域を編入
	昭 和 15. 2.11	稲葉郡加納町および則武村を廃し、その区域を編入
	昭 和 15. 7. 1	稲葉郡北長森村、南長森村、木田村および常磐村を廃し、その区域を編入
	昭 和 24. 7. 1	山県郡岩野田村を廃し、その区域を編入
	昭 和 25. 8.20	稲葉郡黒野村、方県村、鶉村、市橋村、茜部村、本巣郡七郷村、西郷村を廃し、その区域を編入
	昭 和 25.12.10	稲葉郡岩村を廃し、その区域を編入
	昭 和 30. 2.11	稲葉郡鏡島村および厚見村を廃し、その区域を編入
昭 和 33. 4. 1	稲葉郡日置江村および芥見村を廃し、その区域を編入	
大 垣 市	大 正 7. 4. 1	市 制 施 行
	昭 和 3. 4.15	安八郡北杭瀬村を廃し大字木戸、南一色、笠木、笠縫および河間の区域を編入
	昭 和 9.12. 5	安八郡南杭瀬村を廃し、その区域を編入
	昭 和 10. 6. 1	安八郡多芸島村を廃し、その区域を編入
	昭 和 11. 6. 1	安八郡安井村を廃し、その区域を編入
	昭 和 15. 2.11	不破郡宇留生村および静里村を廃し、その区域を編入
	昭 和 22.10. 1	不破郡綾里村および安八郡洲本村を廃し、その区域を編入
	昭 和 23. 6. 1	安八郡浅草村を廃し、その区域を編入
	昭 和 23.10. 1	安八郡川並村を廃し、その区域および安八郡牧村の内大字馬瀬の区域を編入
	昭 和 24. 4. 1	安八郡中川村を廃し、その区域を編入
	昭 和 26. 4. 1	安八郡和合村を廃し、その区域を編入
	昭 和 27. 6. 1	安八郡三城村を廃し、その区域を編入
	昭 和 29.10. 1	不破郡荒崎村（大字綾戸を除く）を廃し、その区域を編入
高 山 市	昭 和 11.11. 1	大野郡高山町（大正15年10月1日大野郡灘村を廃し、その区域を編入）および大名田町（大正12年12月10日大名田村を大名田町とした）を廃し、その区域をもつて高山市を設置
	昭 和 18. 4. 1	大野郡上枝村を廃し、その区域を編入
	昭 和 30. 4. 1	大野郡大八賀村を廃し、その区域を編入
多 治 見 市	昭 和 15. 8. 1	土岐郡多治見町（昭和9年8月1日可児郡豊岡町を廃し、その区域および土岐郡泉町のうち大字久尻の一部を多治見町に編入）を廃し、その区域をもつて多治見市を設置
	昭 和 19. 2.11	可児郡小泉村および池田村を廃し、その区域を編入
	昭 和 26. 3. 5	土岐郡市之倉村を廃し、その区域を編入
	昭 和 26. 4. 1	土岐郡笠原町を廃し、その区域を編入
	昭 和 27. 4. 1	笠原町を分離
関 市	昭 和 25.10.15	武儀郡関町（大正10年7月11日武儀郡関村および吉田村を廃し、関町を置く）（昭和18年10月1日武儀郡瀬尻村および倉知村を廃し、その区域を編入）（昭和23年12月10日加茂郡田原村大字稲口（小字三飛を除く）の区域を編入）（昭和24年10月1日加茂郡富岡村を廃し、その区域のうち大字市平賀、鋳物師屋、肥田瀬の区域を編入）（昭和25年8月10日山県郡千疋村を廃し、その区域を編入）（昭和25年10月15日加茂郡田原村を廃し、その区域を編入）を廃し、その区域をもつて関市を設置
	昭 和 26. 3.20	武儀郡下有知村を廃し、その区域を編入
	昭 和 29. 9.10	武儀郡富野村を廃し、その区域を編入
	昭 和 30. 1.10	武儀郡小金田村（昭和25年8月10日山県郡保戸島村を廃し、その区域全部を武儀郡小金田村に編入）を廃し、その区域を編入
	昭 和 30. 7.10	美濃市の区域のうち東志摩の区域を編入
	昭 和 31. 9.29	南武芸村字広見の一部の区域を編入

に 関 す る 沿 革

(昭和33年4月1日)

地 域 別	年 月 日	沿 革 事 項
中 津 川 市	昭 和 26. 4. 1	(恵那郡中津町および同郡苗木町を廃し、中津川町を設置)
	昭 和 27. 4. 1	市 制 施 行
	昭 和 29. 7.10	恵那郡坂本村を廃し、その区域を編入
	昭 和 31. 9.30	恵那郡落合村を廃し、その地域を編入
	昭 和 32.11. 1	恵那郡阿木村を廃し、その区域を編入
美 濃 市	昭 和 29. 4. 1	武儀郡美濃町、洲原村、下牧村、上牧村、中有知村、藍見村および大矢田村を廃し、その区域をもつて新たに美濃市を設置
	昭 和 30. 7. 1	関市の区域のうち大字小野字カシガ洞、西曾船、花之木、奥之田、神明洞、長洞、東曾船、長洞前、荒神洞、田之洞、西ヶ洞、西ヶ洞口、姥洞の以上の土地ならびにこれに沿接する道路および溝渠を含む全部の区域を編入
瑞 浪 市	昭 和 29. 4. 1	土岐郡瑞浪土岐町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村および恵那郡陶町を廃し、その区域のうち土岐郡瑞浪土岐町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村大字月吉、山之内、戸狩および恵那郡陶町の区域をもつて新たに瑞浪市を設置
羽 島 市	昭 和 29. 4. 1	羽島郡竹ヶ鼻町、足近村、小熊村、正木村、福寿村、江吉良村、堀津村、上中島村、下中島村および桑原村を廃し、その区域全部をもつて新たに羽島市を設置
恵 那 市	昭 和 29. 4. 1	恵那郡大井町、長島町、東野村、三郷村、武並村、笠置村、中野方村および飯地村を廃し、その区域全部をもつて新たに恵那市を設置
美 濃 加 茂 市	昭 和 29. 4. 1	加茂郡太田町、古井町、山之上村、蜂屋村、加茂野村、伊深村、下米田村および三和村を廃し、その区域のうち加茂郡太田町、古井町、山之上村、蜂屋村、加茂野村、伊深村、下米田村および三和村大字甘屋、川浦の区域と加茂郡和知村大字牧野の区域をもつて新たに美濃加茂市を設置
	昭 和 30. 3.25	一部の地域が加茂郡八百津町へ
土 岐 市	昭 和 30. 2. 1	土岐郡土岐津町、妻木町、下石町、鶴里村、曾木村、駄知町、肥田村および泉町(昭和29年4月1日土岐郡明世村大字河合の区域を土岐郡泉町の区域に編入)を廃し、その区域全部をもつて新たに土岐市を設置
	昭 和 32. 4. 1	土岐市泉町定林寺字次月の区域は可児郡御嵩町の区域となる
稲葉郡 稲羽町	昭 和 30. 2.11	稲葉郡更木村、前宮村および羽島郡中屋村を廃し、その区域をもつて新たに稲羽町を設置
稲葉郡 鵜沼町	昭 和 30. 4. 1	稲葉郡鵜沼町および各務村を廃し、その区域全部をもつて新たに鵜沼町を設置
羽島郡 笠松町	昭 和 25. 8. 1	羽島郡松枝村を廃し、その区域を編入
	昭 和 30. 4. 1	羽島郡笠松町および下羽栗村を廃し、その区域全部をもつて新たに笠松町を設置
羽島郡 柳津町	昭 和 31. 9.26	稲葉郡佐波村を廃し、その区域を編入し同時に柳津村を柳津町とする
羽島郡 岐南町	昭 和 31. 9.26	羽島郡八剣村および上羽栗村を廃し、その区域全部をもつて新たに岐南町を設置
海津郡 海津町	昭 和 30. 1.15	海津郡高須町、吉里村、東江村、大江村および西江村を廃し、その区域をもつて新たに海津町を設置
	昭 和 30. 2. 1	海津郡今尾町大字大原の区域を編入
海津郡 南濃町	昭 和 29.11. 3	養老郡池辺村大字駒野新田および大字釜段字徳島の区域を海津郡城山町の区域に編入
	昭 和 29.11. 5	海津郡城山町、石津村、養老郡下多度村を廃し、その区域をもつて新たに南濃町を設置
	昭 和 30. 4. 1	一部の地域を養老郡養老町へ分離

28. 市 町 村

名 称 変 更
境 界 変 分 合
廃 置 分 合

地 域 別	年 月 日	沿 革 事 項
海津郡 平田町	昭和 30. 2. 1	海津郡海西村および今尾町を廃し、その区域のうち、海西村および今尾町大字今尾、土倉、脇野、西島、高田、三郷、仏師川の区域をもつて、新たに平田町を設置
養老郡 養老町	昭和 29.11. 3	養老郡高田町、養老村、広幡村、上多度村、池辺村、笠郷村、小畑村、多芸村および日吉村を廃し、その区域のうち高田町、養老村、広幡村、上多度村、池辺村大字大巻、根古地、瑞穂、大場、釜段のうち字徳島以外の区域、笠郷村、小畑村、多芸村および日吉村の区域と不破郡合原村大字室原の区域をもつて新たに養老町を設置
	昭和 30. 4. 1	海津郡南濃町大字若宮、船見および津屋の区域のうち字段ノ尻、中原、柏ノ木、小名、大墳、浮島、中島、上戸樋および北河原の区域を編入
養老郡 上石津村	昭和 30. 1.15	養老郡牧田村、一之瀬村、多良村および時村を廃し、その区域をもつて新たに上石津村を設置
不破郡 赤坂町	昭和 29. 4. 1	安八郡南平野村大字草道島、四成字青木の区域を編入
	昭和 29. 9. 1	不破郡赤坂町および青墓村を廃し、その区域をもつて新たに赤坂町を設置
	昭和 31. 4. 1	揖斐郡池田町大字南市橋の区域を編入
不破郡 関ヶ原町	昭和 29. 9. 1	不破郡関ヶ原町、今須村および玉村を廃し、その区域全部と、同郡岩手村大字伊吹字大高の区域をもつて新たに関ヶ原町を設置
不破郡 垂井町	昭和 29. 9.10	不破郡垂井町、宮代村、表佐村、府中村および岩手村を廃し、その区域全部と荒崎村大字綾戸の区域をもつて新たに垂井町を設置
	昭和 29.12. 1	不破郡合原村を廃し、その区域（大字室原を除く）を編入
安八郡 神戸町	昭和 25. 4. 1	安八郡北平野村を廃し、そのうち大字横井、田、安次、丈六道の区域を編入
	昭和 29. 4. 1	安八郡神戸町、下宮村および南平野村を廃し、その区域のうち神戸町、下宮村および南平野村大字西保、南方、中沢、加納、四成字八条、和泉の区域をもつて新たに神戸町を設置
安八郡 輪之内町	昭和 29. 4. 1	安八郡福東村、仁木村および大藪町を廃し、その区域をもつて新たに輪之内町を設置
安八郡 安八村	昭和 30. 4. 1	安八郡名森村、結村および牧村を廃し、その区域全部をもつて新たに安八村を設置
揖斐郡 池田町	昭和 25. 4. 1	安八郡北平野村を廃し、その区域のうち大字白鳥の区域を池田村に編入
	昭和 25. 8. 1	揖斐郡本郷村および池田村を廃し、その区域をもつて新たに温知村を設置
	昭和 29. 5. 1	揖斐郡温知村を廃し、その区域をもつて新たに池田村を設置し、同時に池田村を池田町とする
	昭和 30. 4. 1	揖斐郡池田町、宮地村および八幡村を廃し、その区域全部をもつて新たに池田町を設置
	昭和 31. 4. 1	大字南市橋を分離
	昭和 31. 9.30	揖斐郡養基村を廃し、その区域のうち大字田中粕ヶ原および沓井の区域を編入
揖斐郡 大野町	昭和 29. 4. 1	揖斐郡大野町、豊木村、富秋村および西郡村を廃し、その区域をもつて新たに大野町を設置
	昭和 31. 4. 1	揖斐郡鷲村を廃し、その区域を編入
揖斐郡 揖斐川町	昭和 30. 4. 1	揖斐郡揖斐町、大和村、北方村、清水村および小島村を廃し、その区域全部をもつて新たに揖斐川町を設置
	昭和 31. 9.30	揖斐郡養基村を廃し、その区域のうち大字腔永の区域を編入
揖斐郡 谷汲村	昭和 31. 9. 1	揖斐郡谷汲村および長瀬村を廃し、その区域全部をもつて新たに谷汲村を設置

に 関 す る 沿 革 (続)

地 域 別	年 月 日	沿 革 事 項
本巢郡 本巢村	昭和 25. 6. 1 昭和 31. 9.30	本巢郡文殊村および山添村を廃し、その区域をもつて新たに本巢村を設置 本巢郡本巢村および外山村を廃し、その区域全部をもつて新たに本巢村を設置
本巢郡 巢南村	昭和 29. 9.20 昭和 32. 7. 1	本巢郡船木村、鷺田村および川崎村を廃し、その区域をもつて新たに巢南村を設置 宝江区域を穂積町へ分離
本巢郡 穂積町	昭和 29.11. 3 昭和 32. 7. 1	本巢郡穂積町、本田村および牛牧村を廃し、その区域全部と同郡生津村大字馬場、生津の区域をもつて新たに穂積町を設置 巢南村宝江区域を編入
本巢郡 北方町	昭和 30. 4. 1 昭和 31. 9.30	本巢郡北方町および生津村を廃し、その区域全部をもつて新たに北方町を設置 本巢郡席田村を廃し、大字芝原および加茂の区域を編入
本巢郡 真正村	昭和 30. 4. 1	本巢郡真桑村および弾正村を廃し、その区域全部をもつて新たに真正村を設置
本巢郡 糸貫村	昭和 30. 4. 1 昭和 31. 9.30	本巢郡土貴野村および一色村を廃し、その区域全部をもつて新たに糸貫村を設置 本巢郡糸貫村および席田村を廃し、その区域のうち糸貫村および席田村大字上保、郡府、北野、春近、石原、三橋および仏生寺の区域をもつて新たに糸貫村を設置
山県郡 高富町	昭和 30. 4. 1	山県郡高富町、富岡村、梅原村、大桑村および桜尾村を廃し、その区域全部をもつて新たに高富町を設置
山県郡 美山村	昭和 30. 4. 1	山県郡西武芸村(昭和25年4月1日武儀郡西武芸村を山県郡の区域に編入)富波村、北武芸村(昭和25年4月1日武儀郡北武芸村を山県郡に編入)谷合村、葛原村、北山村および武儀郡乾村を廃し、その区域全部をもつて新たに美山村を設置
山県郡 三輪村	昭和 31. 4. 1	山県郡春近村、山県村および巖美村を廃し、その区域のうち春近村、山県村および巖美村太郎丸、石原、福富の区域をもつて三輪村を設置
山県郡 伊自良村	昭和 30. 4. 1	山県郡下伊自良村および上伊自良村を廃し、その区域全部をもつて新たに伊自良村を設置
武儀郡 武儀村	昭和 30. 4. 1 昭和 30. 7.10	武儀郡下之保村、中之保村および富之保村を廃し、その区域全部をもつて新たに武儀村を設置 関市神野の区域のうち宇荏畑、土洞口、中之洞口、井野木ヶ洞口、水ヶ洞口、井野上、綴上、風吹手、四ツ水口および岩井戸の区域を編入
武儀郡 武芸村	昭和 31. 9.29 昭和 31. 9.29	武儀郡東武芸村および南武芸村を廃し、その区域のうち東武芸村および南武芸村大字小知野、八幡、高野、跡部、広見(字は略す)の区域をもつて新たに武芸村を設置 南武芸村の一部の区域を関市の区域へ分離
郡上郡 白鳥町	昭和 31. 4. 1 昭和 31.10. 5	郡上郡白鳥町、牛道村および北濃村を廃し、その区域全部をもつて新たに白鳥町を設置 郡上郡大和村大間見の区域のうち字向七反田、七反田および日杖洞の区域を編入
郡上郡 美並村	昭和 29.11. 1	郡上郡嵩田村および下川村を廃し、その区域全部をもつて新たに美並村を設置

28. 市 町 村

名 境 廃
称 界 置
変 変 分
更 更 合

地 域 別	年 月 日	沿 革 事 項
郡上郡 八幡町	昭和 29.12.15	郡上郡八幡町，川合村，相生村，口明方村および西和良村を廃し，その区域をもつて新たに八幡町を設置
	昭和 32. 4. 1	大和村有坂の区域を編入
郡上郡 大和村	昭和 30. 3.28	郡上郡山田村，弥富村および西川村を廃し，その区域をもつて新たに大和村を設置
	昭和 31.10. 5	大間見の区域のうち字向七反田，七反田および日杖洞の区域を同郡白鳥町の区域へ分離
	昭和 32. 4. 1	有坂の区域を八幡町へ分離
郡上郡 白川町	昭和 28. 4. 1	加茂郡白川村を廃し，その区域をもつて白川町を設置
	昭和 29. 4. 1	武儀郡坂ノ東村を廃し，その区域を編入
	昭和 30. 4. 1	一部の地域が益田郡金山町へ分離
	昭和 31. 9.30	加茂郡白川町，蘇原村，佐見村および黒川村を廃し，その区域全部をもつて新たに白川町を設置
加茂郡 川辺町	昭和 29. 4. 1	加茂郡三和村大字鹿塩の区域を編入
	昭和 30. 4. 1	加茂郡川辺町および上米田村を廃し，その区域全部をもつて新たに川辺町を設置
	昭和 31. 9.30	加茂郡下麻生町を廃し，その区域のうち大字下麻生の区域を編入
加茂郡 上麻生村	昭和 27. 8. 1	武儀郡上麻生村を加茂郡に編入
加茂郡 富加村	昭和 29. 7. 1	加茂郡富田村および加治田村を廃し，その区域をもつて新たに富加村を設置
加茂郡 八百津町	昭和 30. 1.31	加茂郡郡和知村を廃し，その区域を編入
	昭和 30. 2. 1	加茂郡八百津町および可児郡錦津村を廃し，その区域をもつて，新たに八百津町を設置，その属すべき郡は加茂郡とする
	昭和 30. 3.25	美濃加茂市大字牧野の区域のうち，字東宮前，東中間および道下の区域を編入
	昭和 31. 9.30	加茂郡潮南村，福地村および久田見村を廃し，その区域を編入
加茂郡 七宗村	昭和 30. 2.11	加茂郡上麻生村および武儀郡神湊村を廃し，その区域をもつて新たに七宗村を設置，その属すべき郡は加茂郡とする
	昭和 31. 9.30	加茂郡下麻生町を廃し，その区域のうち大字中麻生の区域を編入
可児郡 御嵩町	昭和 30. 2. 1	可児郡上之郷村，御嵩町，中町および伏見町を廃し，その区域をもつて新たに御嵩町を設置
可児郡 可児町	昭和 30. 2. 1	可児郡今渡町，土田村，帷子村，春里村，久々利村，平牧村および広見町を廃し，その区域をもつて新たに可児町を設置
	昭和 30. 4. 1	可児郡御嵩町の区域のうち大字中恵土の区域を編入
土岐郡 笠原町	昭和 27. 4. 1	多治見市の区域のうち笠原町の区域を分離し，その区域をもつて新たに笠原村を設置，その属すべき郡は土岐郡とする
	昭和 27. 8. 1	土岐郡笠原村を廃し，その区域をもつて新たに笠原町を設置
恵那郡 明智町	昭和 29. 7. 1	恵那郡明知町および静波村を廃し，その区域をもつて新たに明智町を設置
	昭和 30. 4. 1	恵那郡三濃村を廃し，その区域のうち大字横通の区域を編入
	昭和 30.10. 5	恵那郡吉田村を廃し，その区域を編入
恵那郡 岩村町	昭和 29. 9.10	恵那郡岩村町および本郷村を廃し，その区域をもつて新たに岩村町を設置
恵那郡 山岡町	昭和 30. 3. 1	恵那郡遠山村および鶴岡村を廃し，その区域をもつて山岡町を設置

に 関 す る 沿 革 (続)

地 域 別	年 月 日	沿 革 事 項
(愛知県東加茂郡) 旭村	昭 和 30. 4. 1	恵那郡三濃村を廃し、そのうち大字浅谷および野原の区域を愛知県東加茂郡旭村の区域に編入
恵那郡 上矢作町	昭 和 31. 9.30	恵那郡上村および下原田村を廃し、その区域全部をもつて新たに上矢作町を設置
益田郡 金山町	昭 和 30. 3. 1	武儀郡金山町、菅田町、益田郡下原村および郡上郡東村を廃し、その区域をもつて新たに金山町を設置、その属すべき郡は益田郡とする
	昭 和 30. 4. 1	加茂郡白川町大字白山の区域のうち字上川牧、馬瀬尻、木馬尻、中神田、田戸洞、宮ノ前、中田島、筒井、堤口、上田島、長塚、水洞口、野島、洞田および黒谷の区域を編入
益田郡 下呂町	昭 和 30. 4. 1	益田郡下呂町、竹原村、上原村および中原村を廃し、その区域全部をもつて、新たに下呂町を設置
益田郡 萩原町	昭 和 31. 8.25	益田郡萩原町、川西村および大野郡山之口村を廃し、その区域をもつて新たに萩原町を設置、その属すべき郡を益田郡とする
大野郡 朝日村	昭 和 25. 4. 1	益田郡朝日村の区域を大野郡の区域に編入
大野郡 高根村	昭 和 25. 4. 1	益田郡高根村の区域を大野郡の区域に編入
大野郡 久々野町	昭 和 29. 4. 1	大野郡久々野村を廃し、その区域をもつて新たに久々野町を設置
吉城郡 神岡町	昭 和 25. 6.10	吉城郡船津町、阿首布村、袖川村を廃し、その区域をもつて新たに神岡町を設置
吉城郡 古川町	昭 和 31. 4. 1	吉城郡古川町、細江村および小鷹利村を廃し、その区域全部をもつて新たに古川町を設置
吉城郡 宮川村	昭 和 31. 9.30	吉城郡坂上村および坂下村を廃し、その区域全部をもつて新たに宮川村を設置

29. 県 職 員 定 数

(昭和33年5月1日)

区 分	定 数
合 計	9 122 ^人
知 事 の 事 務 部 局	4 412
県 立 大 学	120
県 立 大 学 の 事 務 部 局	263
議 会 の 事 務 部 局	28
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局	242
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 県 立 学 校	2 204
警 察	1 816
選 挙 管 理 委 員 会 の 事 務 部 局	4
監 査 委 員 の 事 務 部 局	8
人 事 委 員 会 の 事 務 部 局	13
地 方 労 働 委 員 会 の 事 務 部 局	12

資 料 : 県総務部人事課